

NEWS RELEASE

千葉興業銀行

2023年3月28日

『ポジティブ・インパクト・ファイナンス』の取扱い開始

～第1号案件としてSDGsの目標達成に向けたウイング株式会社の事業活動を支援～

株式会社千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、SDGsへの取組みの一環として、SDGsに積極的に取り組むお客さまを対象とした「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（※）」の取扱いを開始いたしました。

当行は、お客さまのサステナビリティ経営を適正に評価すると同時に、商品規定、評価プロセス、評価書記載事項まで一連の流れを第三者評価機関の日本格付研究所によりアドバイスを受けながら、商品開発に至りました。

また、第1号案件を下記のとおり実行いたしましたのであわせてお知らせいたします。当行は、これからも社会・環境問題の解決に資するさまざまな取組みを展開してまいります。

（※）企業活動が環境・社会・経済のいずれかの側面において与えるインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析し、特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取組みを支援する融資手法です。

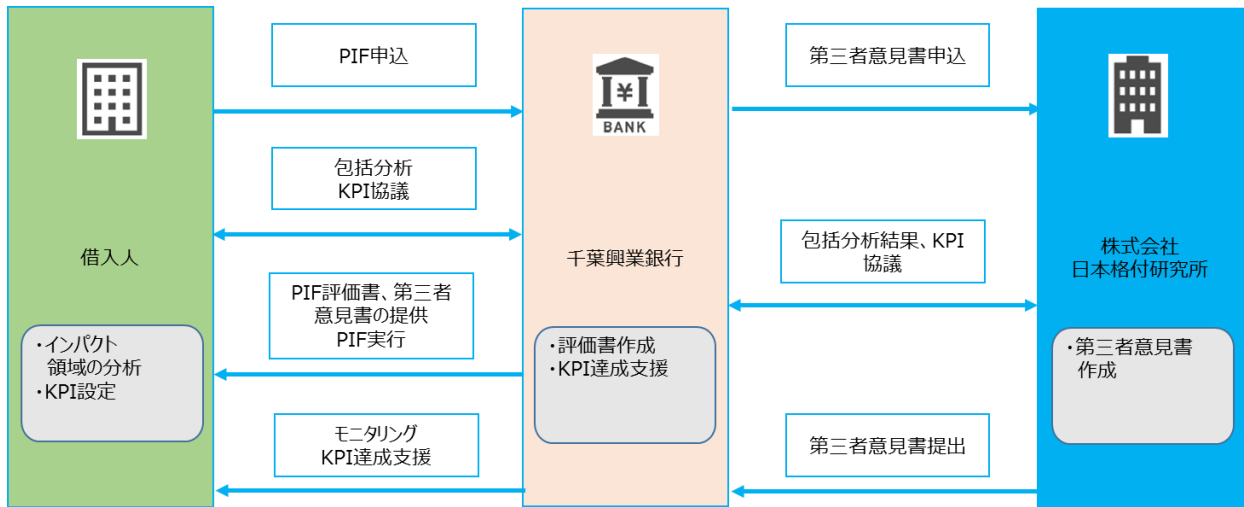
記

1. 第1号案件概要

第1号案件として、2023年3月28日（火）、ウイング株式会社（代表取締役社長 倉田 俊行）に対し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を実行いたしました。ウイング株式会社は、長年培った2×4事業のノウハウを活かし、国産木材の活用や、同業種・異業種問わず連携先とともに当該事業の発展をめざす等パートナーシップを意識した企業活動を通じ、SDGsへの貢献を行っています。

借入人	ウイング株式会社
代表者	倉田 俊行
所在地	東京都千代田区神田神保町3丁目2番3号 Daiwa 神保町3丁目ビル
実行日	2023年3月28日（火）
第三者意見	株式会社日本格付研究所（JCR）
融資金額	3億円
資金使途	運転資金

2. スキーム図



以上

株式会社千葉興業銀行の ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る フレームワークに対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社千葉興業銀行のポジティブ・インパクト・ファイナンスに係るフレームワークに対する第三者意見を提出しました。

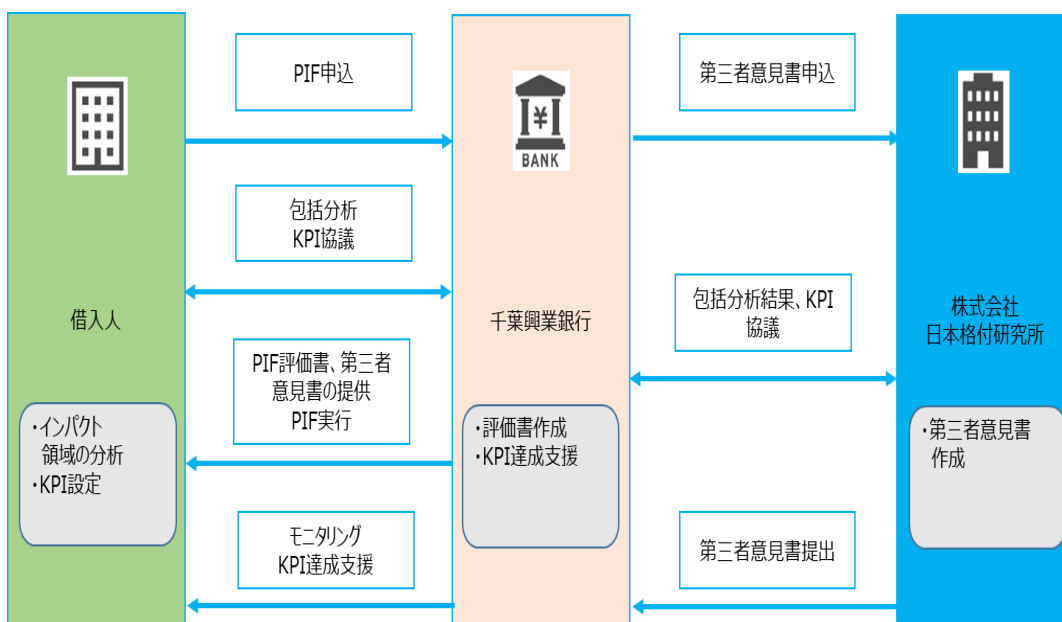
第1章: 第三者意見の概要

本第三者意見は、株式会社千葉興業銀行（「千葉興業銀行」）のポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）に係るフレームワーク（本フレームワーク）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則への適合性を確認したものである。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動の与えるポジティブなインパクトを特定・評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、千葉興業銀行が開発した、PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況について、次章の通り PIF 原則の各要件に照らして確認を行った。その結果、JCR は本フレームワークが PIF 原則に適合すると評価している。

[千葉興業銀行のポジティブ・インパクト・ファイナンス実施体制]



(出所：千葉興業銀行 ポジティブ・インパクト・ファイナンス実施要領)

第2章:PIF 原則への適合性確認

原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本フレームワークに基づくファイナンスは、千葉興業銀行が借入人のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本フレームワークに基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本フレームワークに基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本フレームワークは、千葉興業銀行が国内の法人であって、同行があらかじめ社内規則で定めた適格対象基準を満たす企業に対して実施するポジティブ・インパクト・ファイナンスに適用される。
PIF 原則はセクター別ではない。	本フレームワークに基づくファイナンスでは、借入人の事業活動全体が分析される。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本フレームワークに基づくファイナンスでは、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定される。

原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。	千葉興業銀行は今般、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発・策定した。また、千葉興業銀行はポジティブ・インパクト・ファイナンスを実行するためのフレームワークを設けている。本フレームワークは、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容である。
事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。	千葉興業銀行は、UNEP FI の策定した「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。	千葉興業銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用した独自の評価ツールを開発し、個別の PIF 実行に際して適用する予定である。

事業主体は、金融商品として有効な期間全体にわたり意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。	千葉興業銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立した。
事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。	千葉興業銀行は、同グループ内に上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者を育成、配置している。
事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。	千葉興業銀行は今般、JCRに第三者意見を依頼している。
事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。	千葉興業銀行は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新していく予定である。
ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。	千葉興業銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用し、独自の評価体系を構築している。

原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連） 	<p>本フレームワークに基づくファイナンスでは、第三者評価機関からの第三者意見の取得・開示により、透明性を確保する。また、借入人がウェブサイト等を通じて開示する ESG 関連開示情報における重要指標（KPI）等につき、千葉興業銀行が定期的に達成状況を確認し、必要に応じて借入人から情報提供を受けることで、透明性が確保される。</p>

原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
<p>事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。</p>	<p>本フレームワークに基づくファイナンスでは、第三者評価機関によって、PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づく評価が行われる。</p>

■結論

本フレームワークは、PIF 原則に適合している。

（担当）梶原 敦子・川越 広志

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、本金融機関が策定した「ポジティブインパクトファイナンス フレームワーク」の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性および環境省の「インパクトファイナンスの基本的な考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該フレームワークに基づき実行される個別ファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である金融機関から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、対象となるフレームワークに基づき実行される個別ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF におけるインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドおよび環境省の以下の文書を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

ポジティブ・インパクト金融原則

資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

環境省 インパクトファイナンスの基本的な考え方

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうちの、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書
評価対象企業:ウイング株式会社

2023年3月28日
株式会社千葉興業銀行
Chiba Kogyo Bank Ltd.

<目次>

1. はじめに.....	3
2. 企業概要.....	4
2-1 企業概要.....	4
2-2 沿革.....	5
2-3 事業概要.....	6
2-4 経営理念.....	7
2-5 社会貢献活動.....	8
3. サステナビリティ活動.....	11
3-1 環境面での活動.....	11
3-2 社会面での活動.....	14
3-3 経済面での活動.....	16
4. 包括的なインパクト分析.....	18
4-1 UNEP FI の分析ツールによるインパクト領域の特定.....	18
4-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定.....	18
4-3 特定されたインパクト領域について.....	19
4-4 インパクトの特定方法.....	19
5. KPI の決定.....	20
5-1 環境面.....	20
5-2 社会面.....	20
5-3 経済面.....	22
6. インパクト管理体制.....	23
7. モニタリング内容の確認.....	23

1. はじめに

千葉興業銀行は、国連環境計画金融計画（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、ウイング株式会社（以下、ウイング）の包括的なインパクト分析を行いました。

千葉興業銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、ウイングに対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施します。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業に対するファイナンスに適用しています。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

借入先	ウイング株式会社
借入金額	300,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年

2. 企業概要

2-1 企業概要

企業名	ウイング株式会社
代表者	倉田 俊行
所在地	<p>(本社) 東京都千代田区神保町 3-2-3 Daiwa 神保町 3 丁目ビル</p> <p>(白井工場) 千葉県白井市平塚 2616-3</p> <p>(九州支店・福岡第 1 工場) 福岡県糟屋郡新宮町の野香ノ木 740-4</p> <p>(福岡第 2 工場) 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口 416-1</p> <p>(東北支店) 宮城県仙台市青葉区上愛子下十三枚田 39-6</p>
役職員数	<p>取締役：6 名</p> <p>従業員：113 名</p> <p>非正規社員：37 名</p> <p>技能実習生：11 名</p>
資本金	8,000 万円
業種	製造業
関係会社	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ビー・エム・シー (医療雑貨の販売等) 所在：東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 ・北関東ウイング株式会社 (建築資材の製造加工) 所在：茨城県筑西市玉戸 1003-27 ・株式会社関西ウイング (住宅資材の製造加工販売) 所在：大阪府大阪市中央区南船場 4-11-28 ・つばさ設計株式会社 (設計・積算及び建築技術調査) 所在：千葉県袖ヶ浦市神納 1-19-3 ・WING INTERNATIONAL (TRADING) INC. 所在：1500W.GeorgiaStreet,Suite1400Vancouver,B.C,Canada V6G 2Z6
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建築資材の製造、加工及び販売 ・これらに付随する副資材の加工及び販売 ・建築資材の輸出入 ・建築工事の請負 ・建築資材の保管、管理及び配送
主要取引先	<p>(販売先)</p> <p>住友不動産株式会社、株式会社木下工務店、イトーピアホーム株式会社、株式会社クリエイト礼文、東建コーポレーション株式会社、大英産業株式会社、株式会社ひかり建設、スターツ CAM 株式会社、株式会社細田工務店、広島建設株式会社</p>

	(仕入先) CANFOR CORPORATION、WEST FRASER TIMBER CO.LTD、 CONIFEX TIMBER.INC、INTEREX FOREST PRODUCTS (カナダ) SMB 建材株式会社、双日建材株式会社、住友林業株式会社、トーヨーマ テリア株式会社、ジャパン建材株式会社、協和木材株式会社
--	---

(2023 年 1 月末日現在)

2-2 沿革

1987 年 11 月	2 × 4 工法住宅用構造材の製造・販売を主目的に資本金 5,000 万円で ウイング株式会社を設立
1988 年 12 月	千葉県八千代市に本社屋および工場が完成 2 × 4 工法住宅用構造材の製造・販売を開始
1989 年 11 月	八千代工場が J A S 認定工場の資格を取得 (J A S 認定番号 J L A 1 0 8 9)
1991 年 4 月	2 × 4 住宅用内部造作材ならびに建材商品の取り扱いを開始
1993 年 3 月	米国最大のエンジニアリングウッドのメーカーであるトラスジョイス トマックミラン社 (当時) と 代理店契約を締結し、T J I、パラ ラムなどの日本国内での販売権を取得
1994 年 11 月	建設業登録取得 (千葉県知事許可 第 3 3 4 8 3 号)
1998 年 7 月	八千代市吉橋に建材倉庫を開設
2000 年 12 月	東京都千代田区一ツ橋に東京事務所を開設
2001 年 7 月	九州地区の営業拠点として福岡営業所を開設
2002 年 8 月	建設業登録取得 (国土交通大臣許可 第 1 9 7 3 7 号)
2003 年 5 月	千葉県白井市に工場用地を取得し、八千代市から移転して「白井工 場」として開設
2003 年 6 月	白井工場 J A S 認定工場の資格を取得 (枠組壁工法構造用製材 A タ イプ、認定工場番号 J L I R A - A - 0 2 5)
2004 年 2 月	白井工場 I S O 9 0 0 1 認証を取得
2006 年 5 月	建材倉庫を白井へ移転
2007 年 3 月	福岡工場新 J A S 認定の資格を取得 (J L I R A - A - 0 0 2)
2007 年 9 月	横浜営業所開設
2009 年 11 月	中京営業所開設
2011 年 12 月	三営業所を再編 (東京・横浜・中京) し、東京事務所に集約
2012 年 3 月	東北営業所・東北工場開設 (宮城県多賀城市)
2012 年 5 月	東京事務所を東京都千代田区神田神保町に移転
2013 年 5 月	CoC 認証 取得

2014年8月	国土交通省 地域ブランド化事業に『国産スタイルツーバイフォーの家を創る会』採択
2014年11月	福岡第3工場(三代工場)を開設
2015年6月	R&D 研究所(株)設立
2015年7月	国土交通省 地域型住宅グリーン化事業に『国産スタイルツーバイフォーの家を創る会』採択
2016年6月	東北事業所を宮城県多賀城市から仙台市青葉区へ移転

2-3 事業概要

ウイングは、1987年に千葉県八千代市で創業し、1988年に本社を建設。2003年千葉県白井市に工場用地を取得し、現状の基盤となる生産工場を建設している。その後、福岡県、宮城県に工場を取得し、ウイングの大きな強みである企画、加工、生産、販売までの工程をワンストップで行うことを可能としている。

ウイングは、木材の円滑な供給と工事現場の効率化を狙いとし、創業時よりツーバイフォー（以降2×4）事業に参画。カナダから木材を輸入し、自社工場で2×4工法により民間建築事業を中心に供給できる体制を構築し、地域を代表するコンポーネント事業者として認められるまでに成長している。設立当初は、輸入木材による生産工法がベースであったが、ウイングの技術力により国産木材による製品化を国内で初めて成功するなど、業界内でもリーディングカンパニーとして認知度を高めている。2×4工法の普及へ貢献度が高いことも評価され、代表取締役社長倉田俊行が、2020年度第1回理事会にて一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会副会長に選任されている。

直近では、「構造材100%国産材の家」の建築を行い、『オール国産材の家』として、YouTubeにて動画で公開している。軽くて圧縮に強い国産のスギと、硬くて曲げに強い国産のカラマツを組み合わせた、オール国産材の2×4工法住宅を建築するなど、全国初の取り組みを不動産業者、エンドユーザー向けにアピールを行っている。

売上高（2022年度）については約190億円を計上している。売上割合として、製品売上高（建築資材の加工販売）約145億円、商品売上高（建築資材の商材販売）約38億円、工事売上高（建築工事等）約6億円とハウスメーカー向け2×4商材の販売が主力となっている。大手商社等競合多数の環境下であるが、当該事業に関するノウハウや、国内複数拠点による生産体制、商品企画力をもとに、豊富なアイデアによりそれぞれの地域の関係事業者、林業関係者、デベロッパーと幅広く協力体制を構築することで高い優位性を有している。

ウイングの代表的な商品として、「UnionFrame」があげられる。CO2排出量削減など社会的要求に応えながら、2×4工法の優位性を活かし無垢材活用を進め、無駄を排除しながらも高品位な性能等級を満たした住宅供給を目指す商材である。全国展開に向けて林業・製材業、設計、加工、建設、不動産、資材メーカーなど、1社でも多い企業と連携できるよう取り組んでいる。2019年には、2×4工法のルールに基づき、JAS規格の部材を使用し、

2×4工法の普及拡大に向けてオープン化、省力化、工期短縮、材積削減、配送費削減といった2×4工法の可能性、優位性を高めたことが評価され、林野庁補助事業にも採択されている。デザイン性の評価も高く、2020年には、『ウッドデザイン賞2020』奨励賞を受賞、エンドユーザーが心地よく住める住環境を提供している。



写真上：白井工場・左下：UnionFrame 建築現場・右下：ウッドデザイン賞授賞式

2-4 経営理念

(1) 企業理念・品質方針

(企業理念)

- ・法令及び規則を守り、社会から信頼される企業を目指します。
- ・お客様を大切に、良い製品を提供し、安心できる家作りに貢献します。

(品質方針)

- ・高品質な製品を通し、木材加工業界の発展に寄与する。
- ・顧客満足を図るべく、製品の基本品質の維持向上に努め、安心と信頼を提供する。

ウイングは、様々な顧客の『価格・品質・供給』と『安心・安全』への期待と信頼に応え

るよう企業活動を行っている。2×4工法が日本に導入されて約50年の中、ウイングは創業約35年とほぼ同じ歩みを進め、業界ではリーディングカンパニーとして事業拡大を続けている。1997年、カナダに現地法人ウイングインターナショナルトレーディングを設立、カナダより直接ランバー材を買付け、木材の輸入～加工～組立～販売までをワンストップで手掛けることを可能とし、取引先の『価格・品質・供給』の要望に対して応え続けた結果とし、ランバー材の取扱規模は、国内最大水準となっている。

最近では住宅分野だけでなく、老人福祉施設など非住宅分野でも実績を重ね、益々広がる2×4工法の様々な用途への活用を行っている。

(2) 環境行動指針

ウイングは、自然の恵みを取り扱う企業として、取引先の事業発展に貢献すると共に、地球環境問題を、永続的に取り組むべき経営の最重要課題と考え、事業活動のあらゆる側面で環境保全に配慮してゆくことを使命としている。

具体例としては、木材の最大の仕入先であるカナダの林業業界団体は、「持続可能な森林管理」をテーマに掲げており、会員企業に対し厳しい基準を設けている。伐採を行った後は企業が責任を持ち、木を植える。そうした「持続可能な資源」を輸入し、顧客に供給している。日本に輸入した木材も工場内で無駄にしないように、工場内で発生した端材のすべてをリユースし、集成材の原料や牧場、銭湯などで幅広く活用されている。

ウイングは、CoC (Chain Of Custody) 認証を取得している。森林認証材が消費者に正しく届けられることを、生産、加工、流通の各段階にて認証する制度で、取得の目的としては、環境意識の高いお客様の要請に応え、認証材として商品を納入することで、中間業者として認証を取得したものである。

(3) ISO 認証取得

2004年、白井工場及び資材部がISO9001を取得。2008年に更新(登録番号:YKA4002778)、規定に基づき「品質管理委員会」を定期的で開催し、厳格な品質管理による製品を顧客に提供している。

2-5 社会貢献活動

(1) 東日本大震災時に復興住宅建設のサポート

東日本大震災時、宮城県南三陸町にて市町村と連携しながら、復興住宅の建設をサポートしている。

(2) 近隣の幼稚園向けに遊具として、リユース木材を提供

ウイング白井工場の商品として利用できなかった木材を、限りある資源とし、白井工場近隣の幼稚園で使用する遊具の一部として提供している。

(3) 福祉施設等への木材提供、就業体験の実施

八千代市福祉作業所「つばさ」、千葉県立特別支援学校 流山高等学園、千葉県立我孫子特別支援学校に、木材を提供し、木材の有効活用に向けた新しいアイデアを得る取り組みとして就業体験を行っている。就業体験をした生徒が、卒業後、ウイングに入社した事例もあり、地域社会との共存に根差した評価に資する取り組みである。

(4) 学生向け仕事体験、社会体験の実施

白井工場で、小学生の児童が夏休みを利用して 1 日仕事体験の機会を提供。住宅建設にかかるリテラシーを提供、家を建てることの大変さや様々な関係者の関わりを伝える。

また、千葉県立沼南高柳高校の生徒を迎え、住宅という大きな買い物を販売する会社の業務内容を講義形式で伝える等将来建設業界に興味をもつような取り組みを行う。

ツーバイフォー建築協会主催の学生向け 2×4 コンポーネント工場見学会を共催し、近隣の建築現場を通じて住宅建設にかかるリテラシーを提供している。

(5) 「北九州みらいキッズプロジェクト」への協賛

後述する、北九州市との連携と並行して、北九州の同プロジェクトに協賛。苗木育成体験、子ども大工体験を通じて、子供たちに木材に興味を抱かせるような取り組みを行う。



写真上：東日本大震災時に手掛けた復興住宅
写真左：福祉施設の生徒が作成した家具



写真左：小学生による就業体験



写真右：2×4 協会勉強会

3. サステナビリティ活動

3-1 環境面での活動

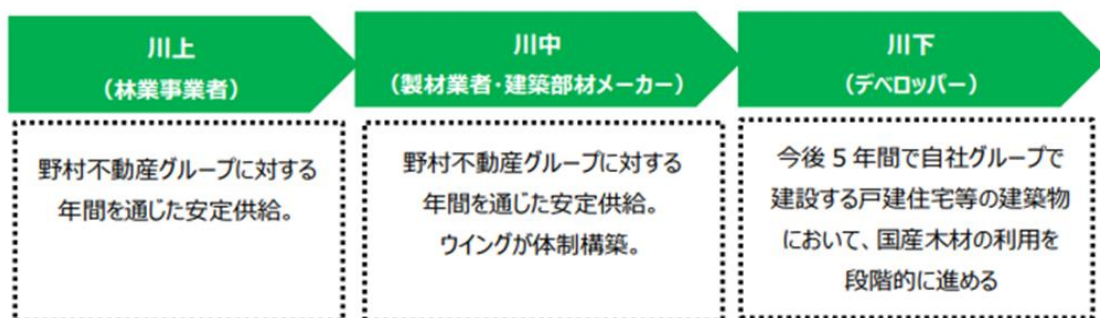
(1) 民間事業者初、農林水産省と『建築物木材利用促進協定』を締結

ウイングは、野村不動産ホールディングス株式会社（本社：東京都新宿区、以下、野村不動産 HD）と、2022 年 3 月に農林水産省と三者間での「建築物木材利用促進協定」を締結。

「建築物木材利用促進協定」とは、2021 年に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い創設された協定で、民間事業者と農林水産省との協定締結は初の事例である。日本国内の木材自給率は 2011 年以降 10 年連続で上昇し、現在 4 割超となっているものの、諸外国と比較すると低い水準にあり、林野庁の「森林・林業白書」では 2025 年までに木材自給率 50%の目標が掲げられている。自給率が低い要因の一つには、国産木材における川上から川下までを結ぶサプライチェーンが十分に機能していないことが挙げられ、国内に豊富な資源があるにも関わらず、その供給先が定まらない木材が適齢期を迎えても伐採されず、未利用となっている。

ウイングは、その課題を解消すべく、国産木材が、川上～川下まで安定供給される効率的なサプライチェーン構築の取り組みを進める。野村不動産 HD は、今後 5 年間に建設予定の野村不動産グループの建築物において、国産木材の活用を段階的に進め、協定期間内で国産木材を合計 10,000 m³利用する。ウイングは、全国の伐採・製造加工会社と協調し、国産木材の安定供給のサポートを行う。このサプライチェーンに沿って、川上、川中、川下で関わるすべての事業者が一丸となって国産木材の活用を促進することで、日本の山村の活性化、森林サイクルの維持を行う。また、この取り組みにより、森林が有する CO₂の吸収・固定化、生物多様性の保全等の多面的機能が発揮される循環サイクルを確立させ、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

【イメージ図】



(ウイング HP より 自社＝ウイング)

同様の取り組みとして、北九州市、北九州森林組合、大英産業株式会社、株式会社伊万里木材市場、ウイングによる 5 社協定を締結している。北九州市の面積の 4 割は森林であり、木の伐採から木材利用まで一貫して行う体制を構築するための協定締結となる。

「伐(き)って、使って、植えて、育てる」の森林循環を通じて、地域国産木材の地産地

消による木造住宅の供給、カーボンニュートラルの実現、地元林産業の発展を目指し、炭素貯蔵量の見える化に向けた取り組みである。



写真：建築物木材利用促進協定締結式（左：野村不動産 HD 右：北九州市 5 社連携）

（2）国産木材、リサイクル木材利用による競争力強化

ウイングは『つくる責任、つかう責任』を意識した事業活動を行っている。具体例として、広島建設株式会社（千葉県柏市・以下、広島建設）との連携があげられる。広島建設は、千葉県東葛エリアを中心に住宅建設販売を展開する有力なハウスメーカーであり、伐採期を迎える森林資源の有効活用の観点から 2×4 工法の分譲住宅事業において国産材化に取り組んでおり、いち早く国産木材の 2×4 化を実現したウイングと連携することで、国産木材の安定供給を実現している。広島建設は、ウッドショックの影響により木材価格が高騰し、安定供給が困難な時期も、ウイングとの連携が功を奏し、競合他社が苦しみ中で販売を順調に伸ばすことに成功している。国産材活用に留まらず、リサイクル木材の活用も行っており、生産工程で発生した未利用木材や端材をフィンガージョイントなどで継ぎ合わせることで、建築資材として再利用できるよう工程に組み入れ、また、同様に発生するより細かい木質材料についても、パーティクルボードや製紙燃料用チップなどに再生するなど、完全リサイクルを実現している。貴重な国産木材を全て利用して、無駄なく使いきることで環境負荷の低減につなげている。

ウイングは、本取り組みに留まらず、グループ全工場で、製造過程から生じる商品にならない木材、端材の全てを廃棄することなく、限りある資源として活用することを徹底している。

（3）森林づくりによる二酸化炭素吸収・固定化

ウイングは、2022 年 4 月「無垢材活用の会」を結成している。草木植物は実をつくり枯れると微生物により分解され、成長の過程で光合成により貯蔵した炭素は再び、大気に戻る循環を繰り返す。一方、樹木は何十年と貯蔵し、生命エネルギー源、根や幹、枝葉となること

から、木は伐採され木製材となっても、燃やされない限り、炭素は固定され続ける。国産材木造住宅を増やしていくことは「都市等における第2の森林づくり」として、2050年カーボンニュートラルの実現など地球温暖化防止への広義な目線で大きな貢献となる。「無垢材活用の会」では、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を林野庁の「企業による森林づくり・木材利用の二酸化炭素吸収・固定量の『見える化』ガイドライン」に基づき、わかりやすく表示することで、国産木材利用促進を通じて地球温暖化防止への貢献を行っている。



炭素貯蔵量計算書

下記期間弊社出荷の、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量について林野庁の定めるガイドラインに基づき以下の通り表します



第 一 号
2023年2月6日 作成

カーボンニュートラル 無垢材活用の会

ウイング株式会社
東京都千代田区神田神保町3-2-3
Daiwa神保町3丁目ビル4階
TEL 03-6327-2424
FAX 03-3512-2426



出荷期間 2023年1月1日 ~ 2023年1月31日

国産材の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)	木材全体の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)
532.3506	7569.1919
t-CO ₂	t-CO ₂

算出の計算式

木材の材積 (m³) × 密度 (t / m³) × 炭素含有率 × 44 / 12 = 炭素含有量 (CO₂換算) (t-CO₂)

写真上：無垢材活用の会の活動風景 写真下：炭素貯蔵量計算書

(4) 白井工場の建替検討

創業以来、メインの生産拠点として活用してきた白井工場が老朽化してきたことから、建替の検討を始めている。新たな工場はサステナビリティを意識した仕様となることを考えている。生産効率が高まり、従業員がより働きやすくなる環境となるような工場としていく。モニタリングを通じ、工場仕様にかかるアドバイスを行っていく。

3-2 社会面での活動

(1) 工場の安全徹底

ウイングは、ISO9001 取得により工程管理が見える化することで、従業員が安全かつ効率的に業務を行える環境を整えている。事故ゼロ、労働災害ゼロを徹底しており、現在、事故ゼロ、労働災害ゼロを約1年続けている（直前は5年以上継続し受賞歴あり）。具体的には、動線を常に意識、指差し確認を徹底し、人の通路とフォークリフト通路を明確に区別している。倉田代表取締役直轄の安全管理室、安全推進委員会を機能させるなど会社を挙げた活動としている。

上記取り組みもあり、白井工場では様々な賞を受賞している。2017年には、千葉県産業安全衛生大会において、白井工場の衛生管理担当者が、「衛生管理功績賞」を受賞。2018年には、第68回千葉県産業安全衛生大会にて、工場管理責任者2名がそれぞれ「安全管理功績賞」「衛生管理功績賞」を受賞。2019年には、安全運転管理を推進し、「印西地区優良事業所」を受賞。2021年には、第60回千葉県交通安全県民大会において、「令和3年度優良事業所（安全運転管理）」を受賞。数多くの受賞歴は、従業員が真摯に取り組んできた仕事の評価されたものであり、安心、安全に就業できる環境をつくることで、雇用の安定にもつながっている。



写真：令和3年度優良事業者賞状と盾

(2) 働きやすい環境づくり

ウイングは、従業員が働きやすい環境で従事できるような勤務体制を構築している。

ウイングの女性従業員比率は、37.7%（正社員28.3%）と活気ある職場の源泉となっている。ウイングでは、女性の活躍の場を広げるべく、「育児時短勤務制度」を制度化している。一般的には「小学校入学始期まで」適用を認めている企業が多い中、「小学校卒業まで」適用ができるようにすることで、女性が子育てしながら働ける環境をつくっている。女性従業

員の比率が高いのもこのような取り組みによることが大きい。

今後も女性の活躍の場を広げるべく、工場内で働く女性を育てるプロジェクトを検討中であり、重たい材料を運ぶ工程を減らすよう機械化を進めるなど行っていく。背景には、男性技術者の高齢化もあり、業界全体の技術者を育てていくことも視野に入れている。

加えて、従業員のメンタルヘルス、各種ハラスメント対策として、外部専門家と契約し、相談窓口を設置する等検討を進めている。定期健診とメンタルヘルスチェックは全従業員に実施しており、定期健診・メンタルヘルスチェックで良くない結果が出た方への対応を細やかに行っている。直近では、新たに心理カウンセラーと契約を行い、カウンセラーが直々にメンタルヘルス、ハラスメントのセミナーを行い、従業員が直接相談しやすくなるような取り組みを行い、相談窓口としての信頼関係を構築した。体調を崩された方の復帰支援プログラム結果のとりまとめも行い、再検査手続き、面談等も行っていく。

コロナ感染予防として、テレワーク及び時差出勤も推進している。

(3) 従業員の資格取得奨励

ウイングは、従業員の資格取得にも力を入れ、報奨金制度を設けている。

<有資格者数>

資格	保有者数
1級建築士	1名
2級建築士	2名
2級建築施行管理技士	1名
第2種衛生管理者	2名

(2023年1月末日現在)

(4) 多様性に富んだ人材登用

ウイングは、多様性に富んだ人材登用を目指している。

外国人雇用については、外国人技能実習生制度に拘らず、日本人と同じ給与体系でも勤務できるよう、国境を越え、有能な人材確保に力を入れている。現時点では、13名の外国人が在籍し、うち技能実習生が11名を占めている。今後、長期間働ける特定技能実習生を多く採用すると同時に、外国人人材の雇用に強い人材紹介事業者と話し合いながら、直接雇用にも拘っていく。

障害者雇用については、社会貢献活動で記載のとおり、障害者学校児童の雇用を行う等、実地教育で得た知識を活かせるような取り組みを行っている。

高齢者雇用については、定年年齢を超えても、再雇用制度により一定期間勤務を続けることができる体制を整えている。

3-3 経済面での活動

(1) 地域型住宅グリーン化事業に採択

当該事業は、国土交通省の施策で、地域における木造住宅の生産体制を強化・連携することで、長期優良住宅・認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロエネルギー住宅等、中小工務店による質の高い木造住宅の施工促進を目的とし、補助金を受けられる事業である。

要件としては、直近3年間の新築住宅供給平均戸数 50 戸未満の小規模事業者が建築し、主要構造部に用いる木材は定められた地域材を使用することが決められている。ウイングは、小規模事業者が単体で受注できない事業を本制度により支え、国産材利用促進、及び輸入木材と比較し輸送による CO2 排出の抑制や、国内森林再生に役立つ取り組みにつなげている。本補助事業の参加者は、「国産スタイルツーバイフォーの家を創る会」に参画することで、小規模事業者、地元林産業事業者が取り残されることなく、質の高い商品供給できる仕組みとして評価されている。ウイングは、設計から生産までを一気通貫出来る仕組みをサポートし、在来木軸工法からツーバイフォー工法への参入を容易とし、市場を拡大させている。また、ウイングの指定する木材を利用することで、改正された住宅の省エネルギー基準における一次エネルギー消費量算定方法の実務サポートを可能とし、枠組壁工法の JAS 規格により、国産 2×4 材の強度表示が明確になるため、今後の住宅市場により耐震性の高さをアピールできる住宅販売の期待が高まると見られる。

(2) 長距離輸送の削減及び建設現場負担軽減の取り組み

業容拡大を目指す中、住宅、施設、店舗等を建設時に、建築資材の輸送は脱炭素を目指していく中で見逃せないものであり、運送業界は 2024 年問題の対応に苦慮している現状がある。ウイングは、その両面に着目し、長距離配送の削減を狙いとし、工場加工頻度を高めるため、サテライト工場をあらゆる場所に設置し、輸送、保管等による CO2 排出量を抑制、地域連携を深め、林業従事者の雇用、製材所の事業継続、山林の保全、山村の過疎化等の課題解決につなげていく。

具体例としては、ウッドステーション株式会社（千葉県千葉市・以下、WS）との取り組みが挙げられる。ウイングは、2023年1月に WS と建築パネル（サッシや断熱材まで組み込んだ）製造を推進する目的で業務提携を締結した。WS は、在来軸組工法の分野において大型パネルの受託加工事業を展開、高度工業化を進めている。柱、梁に加え、断熱材、サッシなども含めて工場を組み立てた大型パネルを建設現場に搬送し、クレーンで組み上げることで、1日の上棟まで完了できる。ウイングは、WS の在来木造分野におけるデジタル化、情報処理技術は高く評価し、業務提携により 2×4 工法の分野でも応用し、サッシ、断熱材などの部材を組み込み、さらなる「建築パネル化」を進展させる。

近年木造建築の建設現場では、限界が露呈し始めている。大工・職人が減少する一方で、脱炭素化や巨大地震への対応などを背景に、住宅にはより高いレベルの省エネ性能、耐震性能が求められている。また、ウッドショックなどの影響を受け、木材を安定的に確保するサ

サプライチェーンを築くことも必要となっている。本連携を通じ、建設現場での工程を極力減らし、それに伴う木材輸送回数も抑制することが可能となる。また、輸入木材に頼らずに、国産木材を安定供給することで、グローバルな視点でも輸送工程を減らすことを目指している。本連携を進めるにあたり、生産拠点を全国各地に増やし、働き方改革と物流の2024年問題を同時に解決していく。

本取り組みにより、従来建築現場で行っていたパネル工事について、工場内で行うことが可能となり、建築現場の工程が減り、輸送回数の抑制にもつながると考えている。現状、ウイングのパネル生産比率は27%程度であるが、より高めることで生産効率を高めることで、輸送による炭素排出量の削減にも寄与する取り組みとなる。

(3) 3者連携で金融を含めた高性能住宅建築支援

ウイングは、建設業総合支援機構（KSSK）、野原住環境株式会社（東京都新宿区・以下野原住環境）と3者連携により、2×4高性能パッケージ住宅供給を行うとともに、エスクロー信託（※）を活用した資金支援を行う取り組みを進めている。背景として、2022年4月住宅性能表示制度が改正され、ZEH水準の「断熱等性能等級5」、「一次エネルギー消費量等級6」が新設されたことから、2022年10月より省エネ対策の強化として、両基準を標準仕様にした規格住宅を本取り組みにより提供している。

このスキームは、高性能住宅対応の断熱・設備仕様に強みを持つ野原住環境と、2×4工法合理化構造「UnionFrame」を展開するウイングの住宅躯体への知見を取り入れた経済合理性の高さが最大の特徴であり、両社のタッグにKSSKの建設業界支援ノウハウを取り込み、取引手法にエスクロー信託を採用することで、コロナ禍やウッドショックなどで地場工務店の資金繰り懸念が高まる中、与信不安を和らげる効果を生み、顧客へ安全に商品が引き渡されるような取り組みである。本連携により、新たなサプライチェーンが構築され、業界全体の持続可能性に寄与する取り組みとして期待が高まっている。

※エスクロー信託：何かを購入する場合、通常購入資金の受渡しと物品の引渡しは同時に行われるが、建設代金のように取扱商品の特性や地理的な事情等でこの間にタイムラグが生じてしまう場合、代金決済が確実に行われる仕組みが必要となる。このタイムラグのひずみを埋め、権利の受渡しと資金決済を同時に行い取引の安全性を確保する仲介サービス。



図：三者連携スキーム図

4. 包括的なインパクト分析

4-1 UNEP FI の分析ツールによるインパクト領域の特定

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、ウイングの網羅的なインパクト分析を実施した。結果として、ポジティブなインパクトとして、「住居」、「雇用」、「包括的で健全な経済」が抽出、ネガティブなインパクトとして、「雇用」、「水（質）」、「大気」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」が抽出された。

4-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定

ウイングの個別要因を加味し、インパクト領域を特定した。

ポジティブなインパクトとして「教育」、「経済収束」を、ネガティブなインパクトとして「保健・衛生」、「移動手段」を追加した。

ウイングの関わる製造工程では、水資源を悪化させる工程、及び大気を汚染するような工程は見当たらないことから、「水（質）」、「大気」についてはネガティブなインパクトより削除した。

	UNEP FIのインパクト分析ツール により抽出されたインパクト領域		個別要因を加味し 特定されたインパクト領域	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス加可能性、手ごろさ、品質 (一連の固有の特徴がニーズを満たす程度)				
水	○	○	○	○
食糧	○	○	○	○
住居	●	○	●	○
保健・衛生	○	○	○	●
教育	○	○	●	○
雇用	●	●	●	●
エネルギー	○	○	○	○
移動手段	○	○	○	●
情報	○	○	○	○
文化・伝統	○	○	○	○
人格と人の安全保障	○	○	○	○
正義・公正	○	○	○	○
強固な制度、平和、安定	○	○	○	○
質（物理的・化学的構成・性質）の有効利用				
水	○	●	○	○
大気	○	●	○	○
土壌	○	○	○	○
生物多様性と生態系サービス	○	○	○	○
資源効率・安全性	○	●	○	●
気候	○	●	○	●
廃棄物	○	●	○	●
人と社会のための経済的価値創造				
包括的で健全な経済	●	○	●	○
経済収束	○	○	●	○

4-3 特定されたインパクト領域について

ウイングの営業活動から特定するインパクト領域について、ポジティブなインパクト領域としては、住宅関連事業を通じて住まいのニーズを解決していることから、「住居」が該当する。また、従業員にかかる自己啓発に対する報奨制度は、「教育」に、育児休暇や時短勤務制度、多様な人材の登用は、「雇用」、「包摂的で健全な経済」に該当する。数多い事業者との連携、協定を進めることで、ウイングのみならず2×4業界全体の成長や、小規模事業者の業務を活性化させるなどは弱者救済につながるもので、パートナーシップへの貢献度は高く期待されることから、「経済収束」に資する取り組みである。

一方、ネガティブなインパクトとしては、労働災害ゼロ運動の継続や、それに基づく数多くの受賞歴、工場勤務者の長期労働を正そうとする姿勢、定期健診、独自の安全管理マニュアルの履行の徹底、事後防止に係る社内取り組み等意識が高い点は、「保健・衛生」、「雇用」に該当する。ウッドステーションとの連携に代表する生産拠点の拡充の取り組みは、「移動手段」、「資源効率・安全性」に、無垢材活用の会、国産木材活用などの事業を通じて、日本がカーボンニュートラルを実現することにつながることから、「気候」に、製造工程から生じる廃棄物の完全リサイクルは、「廃棄物」に該当する。

4-4 インパクトの特定方法

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、ウイングのサステナビリティに関する活動を HP、提供資料、ヒアリング等から網羅的に分析するとともに、ウイングを取り巻く外部環境や地域特性等を勘案し、社会（人々のニーズ）・環境（環境条件）・経済（経済発展）に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、ウイングの活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける社会・環境・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクト領域として特定した。

5. KPI の決定

上記で特定されたインパクト領域について、社会・環境・経済に対してポジティブな成果が期待できる事項、ネガティブなインパクトの低減が必要となる事項を特定し、定量的、かつウイングの経営持続可能性を高める項目について、毎年モニタリングする指標と目標をKPIとして設定行う。KPIについては、SDGs要素に対する追加性を持ち、本ファイナンスにより、売上高やその他成果への貢献度がどのようなものか、地域経済に対する社会的課題、環境問題への貢献度はどの程度かを同様に検討していく。

5-1 環境面

インパクト領域	気候
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの抑制
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・白井工場建替時、環境を配慮した取り組みを実施 ・無垢材活用の会を活性化し、炭素貯蔵量を増加させる
SDGsとの関連性	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する
KPI	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2025年度に予定する白井工場建替時、環境を配慮した取り組みを実施する 2. 2028年度までに、無垢材活用の会の会員数を60社→100社まで増やし、炭素貯蔵量の固定化につながる活動を支援する

インパクト領域	資源効率・安全性、廃棄物
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの抑制
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・作業工程で発生する端材等の完全リサイクルの継続
SDGsとの関連性	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
KPI	1. 作業工程で発生する端材等の廃棄0を継続する

5-2 社会面

インパクト領域	住居
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの拡大
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルを意識した国産材活用（林野庁指針に沿った）した商品供給 ・ISO9001 認証維持
SDGsとの関連性	<p>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる</p> <p>11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する</p>

KPI	<ol style="list-style-type: none"> 2025 年度までに、12,000 棟、延べ面積 45 万坪の商品供給を達成する ISO9001 認証を継続する
-----	---

インパクト領域	雇用、包摂的で健全な経済
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの拡大
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> 女性従業員を現場中心の積極的に採用、育成を行う 特定技能実習生の受け入れを強化し、直接雇用も意識した外国人労働者の採用を強化する
SDGs との関連性	<p>4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる</p> <p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働、同一賃金を達成する</p>
KPI	<ol style="list-style-type: none"> 2028 年までに、女性従業員 10 名雇用する（現場 7 名・事務 3 名） 2028 年までに、外国人労働者 10 名雇用する

インパクト領域	保健・衛生、雇用
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの抑制
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> 事故ゼロ、労働災害ゼロの徹底 定期健診、メンタルヘルスチェックの受診
SDGs との関連性	<p>4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる</p> <p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働、同一賃金を達成する</p>
KPI	<ol style="list-style-type: none"> KPI 設定期間中、事故ゼロ、労働災害ゼロを目指す 定期健診・メンタルヘルスチェックを完全実施継続し、かつ症状が思わしくない従業員へのケア体制を確立させる

インパクト領域	移動手段、資源効率・安全性
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの抑制
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> 連携企業の工場を活用、製造拠点とし、製品自体が輸送される距離を抑制

	・2×4工法を数多くの企業と共有し、連携する拠点を通じ生産効率を高めることで、自社パネル生産比率を高める。
SDGs との関連性	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する
KPI	1. 2028年までに、パネル生産比率を27%→35%まで増加させる

5-3 経済面

インパクト領域	経済収束
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの拡大
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・2×4事業のノウハウを活用、連携事業を検討、実現することにより、住宅業界に携わる全ての関係者（林業・建設業・運送業等）が発展するよう企業活動を行う ・パネル生産拠点数を増やすことにより、建築現場での工程数、資材輸送回数を抑制し、温暖化対策や運送業の課題（2024年問題）解消に貢献する
SDGs との関連性	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する
KPI	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同業種、異業種拘らず連携事例を増やす 2. 2028年までに、生産拠点数を20拠点設置する

6. インパクト管理体制

ウイングは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、倉田俊行社長が中心となって、社内制度や計画、日々の業務、諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトレーダーや SDGs との関連性、KPI の設定について検討を重ねた。本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、倉田俊行社長が責任者として陣頭指揮を執り、現状や将来的な方向性、設定した KPI の背景などについて、朝礼や定例会の機会を利用して全従業員との共有を図り、KPI 達成に向けて全員が一丸となって実行していく。モニタリング、期中報告事項等は、羽山隆之取締役管理部長が中心となり、KPI の達成に向けて、連携を継続していく。

最高責任者	代表取締役社長 倉田 俊行
モニタリング担当部（担当者）	取締役管理部長 羽山 隆之
報告担当者	取締役管理部長 羽山 隆之

7. モニタリング内容の確認

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、千葉興業銀行とウイングの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

千葉興業銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他コンサルティングの実施、千葉興業銀行の持つネットワークから外部連携先とのマッチング機会を提供し、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、千葉興業銀行とウイングが協議の上、再設定を検討する。

以上

第三者意見書

2023年3月28日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

ウイング株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社千葉興業銀行

評価者：株式会社千葉興業銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、千葉興業銀行がウイング株式会社（「ウイング」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、千葉興業銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。千葉興業銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、千葉興業銀行にそれを提示している。なお、千葉興業銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とし

- た中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

千葉興業銀行は、本ファイナンスを通じ、ウイングの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ウイングがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

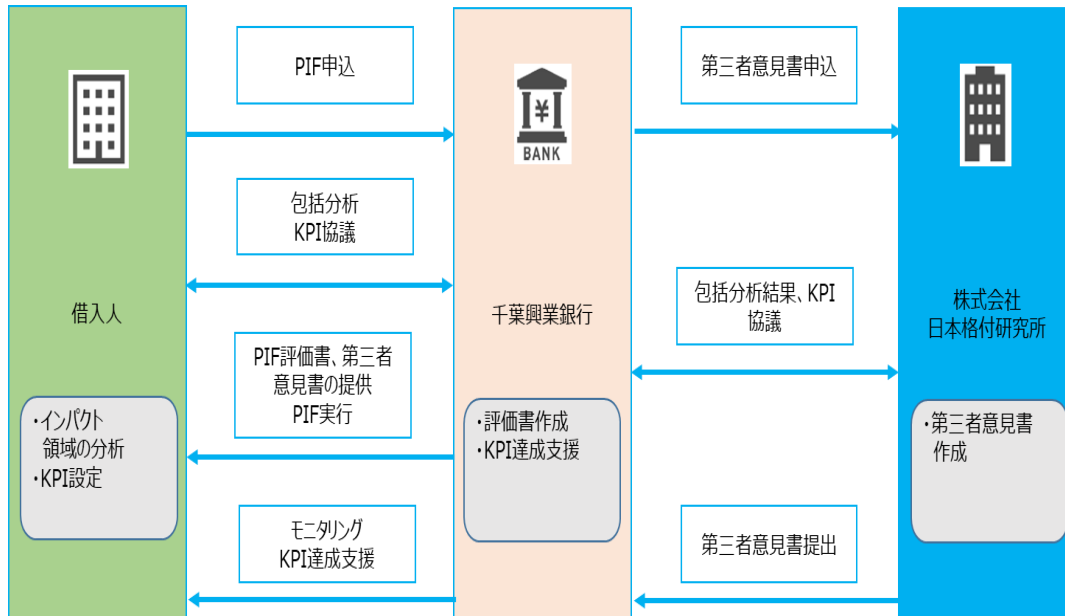
PIF 原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、千葉興業銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 千葉興業銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：千葉興業銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、千葉興業銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、千葉興業銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て千葉興業銀行が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、千葉興業銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるウイングから貸付人である千葉興業銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎



JCR Sustainable

PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものもを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル